

Title	平氏政権の研究
Author(s)	田中, 文英
Citation	
Issue Date	
oaire:version	VoR
URL	https://doi.org/10.11501/3097829
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	田 中 文 英
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 1 5 0 7 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 6 年 7 月 1 5 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 名	平 氏 政 権 の 研 究
論 文 審 査 委 員	(主査) 助 教 授 平 雅 行 (副査) 教 授 芝 原 拓 自 教 授 都 出 比 呂 志

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、平氏政権の権力基盤と政治構造の分析を通じて、その歴史的位置を解明しようとしたものである。本文は全8章と序章・終章からなり、1000枚(400字詰)を越える大作である。

まず序章「本論の課題と構成」では、平氏政権に関する研究史を概観し、本論の課題を設定している。従来、平氏政権を古代的と見るか、中世的と見るかで、意見が分かれてきた。こうした研究状況を突破するには、平氏の権力基盤・権力組織の歴史的形成過程とその内部構造についての具体的分析が不可欠である、と指摘する。また平氏政権の成立時期をめぐる論争に対しては、その前提として、①平氏が国政を領導しえた政治構造、および②王法仏法相依の国家秩序と平氏との関わり、の2点を解明する必要がある、と主張して、本論文の方法的立場を明らかにしている。

第1章「平氏政権の形成過程」では、平氏が院との結合の中で権力基盤を拡充・強化していった過程を分析している。12世紀、在地での体制的矛盾が激化し諸階層の闘争が激発する中で、国家や荘園の支配機構は執行能力を喪失しかねない体制的危機に追い込まれた。それに対し院は、平氏を自らの家産機構に組み入れて政界を領導するとともに、検非違使・追討使に任じて海賊などの鎮圧に当たらせたり、西国の院分受領や院領荘園の預所職などに補任して、その支配に従事させた。平氏はその中で収益の増大を図るとともに、更に在地領主を家人・郎党に編成して自らの権力組織(武士団)を拡充していった。そしてこの後者の点に平氏など武士団の質的新しさがあるとし、こうした経済外強制機構の創出を在地の封建化に対応するものと評している。

第2章「平氏政権と摂関家」では、平氏が摂関家領支配に関わりながら権力組織を拡充した過程を解明している。藤原摂関家は院と同様、12世紀中葉までに在地領主を編成し私的武力装置を構築して、中央政界の権力維持や荘園支配に利用していた。しかし保元の乱は摂関家の軍事力を崩壊させるとともに、荘園支配のための武力装置にも壊滅的打撃を与えた。摂関家は政所や預所に平氏武士団を編入して危機を乗り切ろうとするが、逆に平氏はこれを通じて摂関家の家領支配の実権を掌握し、院領の場合と同様の形で、自らの権力組織を拡充していった、とする。

第3章「平氏政権の国衙支配」では、国衙支配を通じての権力基盤の形成過程を跡づけている。保元・平治の乱後、平氏は受領や知行国主を次第に増やしてゆくが、国衙支配を通じての在地領主の組織化については、従来、積極的評

価と消極的評価とに意見が分かれていた。それに対し著者は、安芸国を素材に、内乱以前の段階から、平氏が国衙機構や荘園支配機構を利用しながら在地領主を編成し、国衙在庁の実権を掌握していった様相を具体的に解明した。そしてこうした権力編成を容易にした背景として、東国とは異なり、この地域の在地領主制が農民層の自立度の高さに制約されて、小規模な領主支配しか展開できない脆弱性を抱えていたことを指摘している。

第4章「平氏政権の在地支配構造」では、平氏が地域社会に構築した権力基盤の具体相を解明している。内乱期の平氏の軍勢力は、①平氏一門の私的武力と②国衙を通じて徴発した兵士とから成るが、石母田正など従来の研究は、②徴発兵士を基軸と考えてきた。それに対し著者は、12世紀後半、紀伊国佐藤氏の領主制の展開過程を実証的にたどりつつ、これが平氏の政治的保護の下で実現されたことを明らかにしている。平氏による在地領主の編成と地域的権力組織の形成は、保元の乱直後から始まっており、こうした地域的権力組織の構築があったればこそ、②国衙による兵士徴発も実現できた、と論じて石母田説を批判している。

第5章「後白河院政期の政治権力と権門寺院」は、平氏の権力掌握が王法仏法相依の国家秩序にどのような影響を与えたかを論じている。院政時代、寺社勢力は農民層の反国衙闘争を組織する中で、膨大な荘園と僧団を擁する政治勢力へと発展した。それに対し後白河院政は、一方では仏神事興行政策を展開しながら、他方では神人・悪僧、末寺・末社、荘園所領を規制するとともに、抵抗する寺社に対しては所領没収や公請停止、官途昇進の停止、訴訟却下などによって寺社勢力を統制した。この意味で後白河院は、国家的仏神事を主宰し寺社勢力を統轄する位置にあった。治承元年（1177）の鹿ヶ谷事件を契機に、平氏は権力を強化したが、なお後白河院の政治的地位にとって代わることはできず、治承3年11月の院政停止によってようやく平氏政権を成立させた。しかし院と関白の更迭は、王法仏法相依の国家秩序を破壊するものとして寺社勢力に強い衝撃を与え、平氏と寺社との緊張を一挙に激化させた、とする。

第6章「高倉親政・院政と平氏政権」は、平氏政権の国政領導體制の構造を分析している。平氏政権の成立時期については、治承元年6月（鹿ヶ谷事件）の平氏軍制の自立を画期とする五味文彦説と、治承3年の政変画期説とが対立していた。著者は、治承3年の政変を軍事権門から平氏政権への転生とし、これを契機に平氏が国政全般を担当する最高の権門に転化したとして、五味説を退ける。さて平氏は高倉天皇を推戴することによって、権力の正当化を図ったが、高倉に対する公的な輔弼・代行権をもてなかったために、その周辺を平氏関係者で固めて背後から彼を操った。しかも清盛は、人事権を梃子にして、太政官機構はもとより国衙や天皇家・摂関家の家政機構の実権を掌握することによって、国政領導體制を構築していった。このように平氏は新しい機構を創出することなく、既存の権力体制を掌握する形で国政領導體制を構築したが、その際、武士団に編成した一族・家人をそれらに配置したところに特徴があり、この点で平氏政権は、在地の封建化に対応する中世的な武家政権であった、とする。

第7章「以仁王の乱」は、治承4年5月の以仁王の乱の経過と意義を検討している。以仁王は、後白河院政を復活させて王朝秩序の再建を図るべく挙兵したのであって、彼自身には東国の独立国家構想は存在しなかった。彼は平氏を王法仏法の怨敵とし、反平氏側の武士と権門寺院勢力に挙兵を呼びかけたが、在地での対立関係から兵僧連合は成立せず、計画の露見や権門寺院の形勢観望的姿勢もあって、寺院連合の構築にすら失敗して挫折した、とする。

第8章「治承・寿永の内乱」は、寺社勢力の動きを中心に内乱期の政治過程を詳細に跡づけている。平氏政権は、高倉天皇を推戴して後白河院の寺社政策を継承したが、他方では延暦寺を核にして権門寺院の再編成を推進しようとした。しかし福原遷都は国家的仏神事の粗略化をもたらし、寺社政策は大きく躓いた。寺社勢力には、①既得権の回復を要請するグループと②平氏打倒を目指すグループとがあったが、後者に対する強硬な武力鎮圧（南都焼討）は結局、前者をも敵に回すことになり、寺社勢力との提携は完全に破綻した。治承5年（1181）の高倉上皇の死、後白河院政の復活によって、平氏は国政の主導権を失い、政権の座から再び軍事権門の地位へと転落していった。

終章「平氏政権の歴史的な位置」は、これまで述べてきた主要な論点を総括しながら、平氏政権が中世的武家権力であったことを改めて確認している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日記や文書史料を丹念に読み解いて、平氏政権の成立と解体過程を緊密な論理構成のもとで描きあげた労作である。しかもその際、平氏の登場を、社会諸階層の闘争の激化と封建化との関わりの中で捉えることによって、平氏政権論を単なる宮廷陰謀史の枠から解き放ち、幅広い社会的広がりの中で見通すことに成功している。

本論文は数多くの成果をあげているが、まず特筆すべきは、平氏政権の全体像を提示したことである。従来、この分野で主導的位置を占めてきたのは、石母田正『古代末期政治史序説』である。石母田はこの中で、①平氏は専制君主たる院の傭兵隊長に過ぎず、地方武士（在地領主）を権力基盤にしていない、②平氏政権段階でも平氏は新しい機構や独自の権力組織を創出できず、古代国家機構に依存するに留まった、③平氏は治承・寿永の内乱期になって初めて、軍事体制の強化のために在地掌握に向かった、と論じた。

その後、石母田説に対して部分的な批判や修正は成されたものの、石母田説に対置すべき平氏政権論の全体像の提起は成されていない。著者は、黒田俊雄の石母田領主制論批判（権門体制論）に学びつつ、先の①②③の論点を全面的に批判した。そして、平氏が内乱期以前の段階から院領・摂関家領、国衙支配を通じて在地領主を組織していたことを明らかにするとともに、それら武士団を国家権力機構に配置することによって、国政領導體制を構築したことを解明してみせた。これによって著者は、石母田説の実証基盤を全面的に否定し、平氏政権が中世的な武家政権であることを、新たな実証水準の中で論証した。ここに本論文の大きな意義がある。

本論文の第2の成果は、平氏政権の国政領導體制を構造的に解明して、その存立時期を治承3年11月から治承5年閏2月の後白河院政の本格的再開まで、としたことである。従来、平氏政権論は軍制論に片寄るか、或いは高倉を傀儡とする清盛の独裁体制と論ずるのみで、平氏の国政領導體制と高倉親政・院政との構造的連関については十全に明らかにしてこなかった。それに対して著者は、①平氏は高倉天皇の親裁権を強化しつつ、その周辺を固めて高倉を独占し、内議を介して平氏の意志を国家意志に転化したこと、②平氏は一族・家人を太政官機構・国衙支配機構、天皇家・摂関家の家政支配機構に配置するとともに、人事権を媒介に上級貴族や実務官人貴族を懐柔・編成したこと、を解明して、平氏が国政を領導したシステムを明らかにしてみせた。特に高倉親政・院政期の政治構造の精緻な実証は、平氏政権論のみならず、院政論一般や中世国家論にも資するところ大である。

本論文の成果の第3点は、当該期の政治史分析に寺社勢力論を初めて本格的に導入したことにある。以仁王が反平家武士と寺社勢力に挙兵を呼びかけたことから判るように、治承・寿永の内乱では、寺社勢力も重要な役割を占めていた。ところが武士中心史観の影響もあってか、こうした問題を正當に位置づけた研究はほとんど存在しなかった。本論文は、近年の寺院構造論の達成を踏まえつつ、政治過程分析に寺社勢力論を導入することによって、政治史を王法の内部で完結させるのではなく、王法仏法という広い視座から捉え直すことに成功した。また、一方で仏神事興隆政策を展開しつつ、他方では権門寺社統制を強力に推進することによって、後白河院が寺社勢力を編成・統轄していた事実を明らかにしたことは、中世国家の宗教政策論を構想してゆく上で非常に重要な成果であり、事実、その後の研究に本論は大きな影響を与えている。

勿論、残された課題もある。平氏政権を在地領主を編成した中世的武家権力とする結論そのものはよいとしても、その場合には、平氏政権と院政政権・鎌倉幕府との質的異同が改めて問われなければならないだろう。また日宋貿易や畿内西国の分業流通の展開と平氏政権との関係についても、なお掘り下げた分析が求められよう。しかし、中央政界での政治過程から在地での領主制の展開まで幅広く検討して、平氏の全容に迫った本論文は、平安後期時代史への重要な貢献として、長く研究史に残るであろう。本委員会は、本論文が博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。